

# 別府大学地域連携推進センター規程

平成26年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、別府大学地域連携推進センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 センターは、全学的な立場から、教育、文化、歴史及び生涯学習等を通じて、地域の活性化や人材育成等に貢献し、別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）と自治体、地域及び企業等との連携協力関係を進展させることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会との連携・推進に関する事
- (2) 生涯学習に関する事
- (3) 公開講座等の大学開放事業に関する事
- (4) 産学官連携に関する事
- (5) ボランティア活動に関する事
- (6) センターの所掌事務に係る調査統計・諸報告に関する事
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(センター長等)

第5条 センター長は、本学の教員の中から両学長が選考し、理事長が任命する。

2 副センター長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。

3 センター員は、センター専任職員及びセンター長が指名する教職員で構成する。

4 学長は、前3項の規定に基づき、センター長を指名したとき並びに副センター長及びセンター員が指名されたときは、理事長に報告する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を統括する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故等があるときはその職務を代理する。

3 センター員は、センター長のもとに業務を処理する。

(重要事項の決定)

第7条 センター運営の重要事項の決定は、別府大学企画運営会議及び別府大学短期大学部企画運営会議の議を経てセンター長が行う。

(雑則)

第8条 センターに関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。